



「広報あびこ」がスマートフォン、タブレットで読めます◎アプリ「マチイロ」



アプリケーションのダウンロード方法…①App StoreまたはGoogle Playからアプリ「マチイロ」をインストール②個人設定(「お住まいの地域」で我孫子市を登録) ※ダウンロードは無料、通信料は利用者負担

市からのお知らせをメールで配信しています。パソコン・スマートフォンからは、市ホームページ内「メール配信サービス」をご覧ください。携帯電話からは、右上のQRコードを読み込むか、我孫子市携帯サイトhttp://www.city.abiko.chiba.jp/mob/へアクセスしてください。

# 楽 あびこで子育て ママへのごほうびフェスタ2017

日時 9月2日(土)午前10時～午後3時30分

場所 アビクオーレ(イトーヨーカドー我孫子南口店)



家族みんなで一緒に楽しめる活動が盛りだくさん！ぜひ参加して、心身ともにリフレッシュしましょう！詳しくは、市ホームページをご覧ください。

対象 乳幼児と保護者(市外の方も参加できます)

費用 無料(一部有料コーナーあり)

主催 我孫子市、(株)イトーヨーカ堂

協賛 アビクオーレ、日本ハム(株)、キリンビバレッジ(株)

園 子育て支援センター ☎7185-1915(平日午前10時～午後5時)

## 1階 特設ステージ

ハンドベル演奏、手賀沼のうなぎちゃん、小岩井こども文庫オリジナル絵本読み聞かせ、ゴスペル、メイポールダンス、保育士と遊ぼう、パネルシアター、我孫子伝統のお囃子



## 3階 アビホール

子育て交流フリーマーケット

### アビホール前特設会場

イラストレーターによる似顔絵、アロマオイルハンドトリートメント



## 2階 にこにこ広場内

子どもの手形・足形製作、子どもの身体計測、歯科衛生士による仕上げみがき・歯みがき相談会※当日のにこにこ広場ランチルーム利用時間は正午～午後1時



## けやきプラザ広場・アビクオーレ前

消防車・救急車・子ども用防火服着用体験(午前)、パトカー・移動交番乗車体験(午後)、手賀沼のうなぎちゃんグッズ販売・飲食店による販売



### 特設会場

ちびっこ縁日(要参加券)、壊れたおもちゃの修理(壊れたおもちゃを持ってきてね)、ファミリーサポートセンター(ペンちゃんのぬり絵や手作り大型顔出しパネル・折り紙)、コネコネせっけんであそぼう、親子で工作(パッチンカエルほか)、魚釣り、スライム作り、脳活ゲーム、てがの☆もりくま君と写真を撮ろう、手作りおもちゃで遊ぼう



## ワードラリーに参加してちびっこ縁日参加券をゲットしよう!!

7カ所に隠された1文字ずつを見つけ出して、言葉を完成させよう！正解者はちびっこ縁日に参加できます。

※イベントの内容は変更となる場合がありますので、ご了承ください。

今号から「図書館員が選ぶこの一冊」がスタート！心が豊かになる忘れられない作品をご紹介します。1回目は我孫子市にゆかりのある国際アンデルセン賞作家・上橋菜穂子さんの作品です。掲載する本は図書館所蔵の本です。ぜひご利用ください。

## クイズ あびこの自然と文化 40

人の生活に身近な鳥である鶏。鶏が産む卵の色の中で、ないものは、次のうちどれでしょうか？現在開催中の企画展「鳥・西・鶏・とりー酉年はとりで楽しむー」の展示物にヒントがあります。

①赤茶色 ②青 ③白 ④黒

正解者の中から抽選で、鳥の博物館・白樺文学館・杉村楚人冠記念館に入館できる3館共通券をペアで5組の方にプレゼントします。

甲・問 はがき・ファクス・Eメールにクイズの答え・住所・氏名・電話番号を明記し、8月29日(火)必着で、〒270-1192市役所あびこの魅力発信室(住所省略可) ☎7185-1520 ☒ quiz@city.abiko.chiba.jp ☎7185-2493

※当選者の発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。答えは9月16日号に掲載します。



## 図書館員が選ぶこの一冊 1

『闇の守り人』 上橋菜穂子著 偕成社



『精霊の守り人』から始まる守り人シリーズは全12巻が出版されている。ご紹介するのは第2巻。武人の国カンバル王国に生まれた娘バルサは、陰謀に巻き込まれ、父の親友で短槍使いのジグロと国外へ逃亡することになった。逃亡から25年、故郷に戻る決意をするバルサを待ち受けていたものとは…。

この巻は、バルサの生い立ちとカンバル王国の秘密がわかるため、シリーズ上欠かせない一冊。故郷で明らかになるバルサとジグロの深い絆は、静かな感動を呼ぶ。11月にはNHKドラマ「精霊の守り人 最終章」が始まるので、まだ読んでいない方はぜひ一読を！

## 消費生活センターだより 65

官公庁の名前をかたる架空請求に注意！

「法務省管轄支局民事訴訟管理センターという所から、『総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ』と書かれたはがきが届いた。裁判取り下げの最終期日が今日の日付になっているがどうしたらよいか」と言った相談が多数寄せられています。

はがきには、「訴訟」「財産の差し押さえ」「最終通告」など、不安をあおる文言が記載されていますが、これは官公庁の名前をかたる架空請求です。

身に覚えがない請求に対しては、決して相手に連絡をしないで無視してください。

裁判所から「支払督促」や「訴訟の呼び出し状」が送られる場合には、「特別送達」と記載された特別な郵便で送付されることになっているので、一般のはがきで届くことはありません。

心配な時は消費生活センターにご相談ください。

相談受付日時 問 消費生活センター ☎7185-0999 平日、第2・4土曜日 午前10時～午後5時30分 アビクオーレ2階(イトーヨーカドー我孫子南口店)